## 農業者等営農継続緊急支援事業実施要領

令和3年11月4日

3 農産第 9 3 0 号

改正 令和4年3月7日

4 農産第173号

改正 令和5年10月4日

5農産第850号

## 第1 趣 旨

本事業は台風、大雪等の災害(知事が別に定める対象災害に限る。)により被災し、厳しい経営状況にある農業者等の生産回復・経営再開に向けた取組を支援する。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容等

本事業の事業種目、それぞれの対象作物、事業内容、補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)、事業実施主体、採択基準及び補助率については、別表のとおりとする。

#### 第3 事業の実施等

#### 1 交付申請

- (1) 規則第5条第1項に規定する申請書は、別表に定める様式によるものとする。
- (2) 知事は、前号に規定する申請書を受理し、その申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めたときは、補助対象事業者に対して補助金の交付決定を行うものとする。

#### 2 補助事業の変更

補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容について、 次に掲げる内容を変更しようとするときは、あらかじめ別表に定める様式による申請書を知事に提 出し、その承認を受けなければならない。

- ア 事業の廃止
- イ 事業実施主体を構成する者の追加又は変更
- ウ 補助金額の増又は2割を超える減
- エ 事業費の2割を超える増減
- オ 事業種目の追加又は変更

#### 3 実績報告

規則第13条に規定する実績報告書は、別表に定める様式によるものとし、補助事業者は、事業 完了後(交付決定の日までに着手し、既に事業が完了している場合は交付決定後)30日以内又は 事業実施年度の3月25日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

#### 4 実施状況の報告

- (1) パイプハウス復旧支援事業(別表1の(3)) を実施した事業実施主体は、本事業の実施年度から3年間、毎年度、当該年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、翌年度の6月末日までに補助事業者へ提出するものとする。
- (2)補助事業者は前項の報告を受けたときは報告があってから10日以内に別表に定める様式により知事に提出するものとする。

#### 第4 助成

知事は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において、助成するものとする。

#### 第5 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、第3の1の(2)の交付決定の日から事業実施年度の3月25日までとする。ただし、事業趣旨に鑑み、別途定める本事業の対象災害による被害の早期復旧のために交付決定の日までに着手された内容について、これを対象とすることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、補助事業が交付決定のあった日の属する年度内に完了しない場合においては、 当該年度の12月28日までに別表に定める様式により速やかに知事に報告し、繰越の承認を受ける こと。
- 3 前号の期日以降に予算が成立したもので、補助事業が交付決定のあった日の属する年度内に完了 しない場合は、当該年度の3月25日までに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

### 第6 財産の処分の制限

- 1 財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)とし、その期間は、取得の日から起算すること。
- 2 処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ 知事の承認を受けなければならない。
- 3 前号の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を府に納付することを条件とすることがある。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年11月4日から施行する。

附 則(4農産第173号)

この要領は、令和4年3月7日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則 (5農産第850号)

この要領は、令和5年10月4日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

# 【別表】

## 1 生産回復支援事業

# (1)農産物生産回復支援事業

対象作物	事業内容	補助対象事業者 補助事業者	事業実施主体	採択基準	補助率						
野果花豆茶菜樹き類茶	生除薬きを 対次 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市町村	3戸以上の販売農営関体 第の団体	と ま日「に関図 病く被場 で でる 等かも 変別の と 農と付被基係るた害報馬の に関図 病く被場 で でる 等かも 変別の たま母にで、被につこ 積上 なよ認 特別の とと とに 要き事で でる 等かも 災別の たま母にで、被につこ 積上 なよ認 がら用 との とと 資 を とに確 なりで の定める とで なよ認 なりで のにの 事も とに確 ないの 変別の 変別の 変別の 変別の 変別の 変別の 変別の 変別の 変別の 変別	事用 用 防農 草復料播し苗土良材 ※   業途 ア イ 用 回肥 直種 改資 域   実別 得 の 途 用 回肥 直種 改資 域   施、 助た次合	額は、次の 記主体ごとに 1ほ場当た 1成の対象と 額 スの用途ごと 計に1/2	千円2回業 かまままする事業で 事業費で 事業費限度 菜 左記外 4,600 67,000 (※) 42,000 (※)	のをで に 限得 (税) い切。 す 額額 果 樹 4,500 3,000	か低い額 経費に1 た施用面積 抜)【円/ 花き 2,500 2,500 50,000 20,000	を用 / 2 を T で T 10a 】	ン上限: 美じて で得た額 茶 4,000 4,000

#### 書類提出先・提出様式

- 1 事業実施主体は、事業実施主体又はその主たる事務所が所在する補助対象事業者又は補助事業者へ提出するものとする(事業実施主体が複数の市町村又は広域振興局の管内に渡って所在する場合も同様)。
- 2 補助対象事業者又は補助事業者は、必要な指導及び調整を行った上、適当と認めた場合は、上記1をとりまとめ、規則第5条により、下表のとおり提出する。

提出先	提出様式							
挺山兀	交付申請	変更承認申請	実績報告	債務負担の承認申請				
当該市町村の区域を 所管する京都府広、京 振興局(ただし、長 和市、向日市、長 市下及び乙訓郡大山 崎町管内の場合は農 産課(以下「広域振 興局等」という。))	別記第1-1号様式	別記第2-1号様式	別記第3-1号様式	別記第6号様式				